

平成29年度 豊橋市福祉有償運送運営協議会 会議録

- 日 時 平成30年2月14日（水） 午前10時00分～午前11時00分
- 場 所 豊橋市役所 東館12階 東122会議室
- 出席者 委員：◎近藤広一、小田春樹（代理）、辻村尚子、今川智嗣、山下徹、  
土田清人、浅野丈夫、青木良浩、中村立康、杉浦康夫、磯田周平  
(敬称略)  
※◎印は会長  
事務局：福祉政策課長 夏目茂美、課長補佐 宮下卓也、主査 鈴木元紀、  
杉浦夕紀子
- 内容 議事・報告  
(1) 福祉有償運送の実績報告について  
(2) 自家用有償旅客運送の更新登録申請について  
(3) その他
- 協議結果 (2) 自家用有償旅客運送の更新登録申請について  
「特定非営利活動法人 ユア ウエルフェア」・・・合意
- 会議録
- ・会長選出まで事務局による進行
  - ・委員自己紹介
  - ・会長選出  
委員の互選により、近藤委員を会長に選任
  - ・報告  
(1) 福祉有償運送実績報告として、次の3法人について事務局より説明  
特定非営利活動法人 ユア ウエルフェア  
特定非営利活動法人 ケアサポート榆の木  
社会福祉法人 童里夢

**【質疑】**

(委員)

二種免許を所持する方の役割について、どのように報告を受けているか。

(事務局)

車両の管理や運転についての指導的な役割を担っていると報告を受けている。

(委員)

事業所の中に二種免許を所持する方が見えるのか。また運転者に対する研修や講習はどのように行っているか。

(委員)

車両については、オイル、空気圧等の始業点検について指導している。また、運転免許の更新のあった運転者については運転上の注意点を確認したり、実際に助手席に乗って運転をチェックしたりしている。

(委員)

車両の安全確認をしっかりとすることは大変良いと思う。また、助手席に乗っての運転方法の指導は有効である。それらに加えて、道路交通法の改正に気付かないこともあるので、そういう点も随時確認するようにするなど原点に帰って運行してほしい。

(委員)

運送の対価について、タクシー料金の2分の1を条件とすることとしているが、事業継続が大変でないか。

(委員)

2分の1についてはあくまで目安であり、実費の範囲内であること、営利とならない範囲内である必要がある。県内の団体の中には、その地域の協議会で合意を受け2分の1を超えているところもある。介護保険のサービスを適用している場合等団体によって運行にかかる費用はまちまちである。実費の範囲内、営利とならない範囲内での対価の收受であるため、運送するほど赤字になる。必要であれば豊橋市でも団体の状況に応じて運送の対価を協議会で検討してもらってよい。

(委員)

タクシー料金が改定され値上げとなっているが、運輸局は事業者へ情報を提供しているのか。

(委員)

運輸局から情報提供を受けていない。

(委員)

タクシー料金の値上げは、先ほど申し上げた実費の範囲内、営利の範囲内かの判断に影響しない。

(委員)

それについては理解するが、タクシー料金は値上げとなっている現状から、福祉有償運送事業の継続性についてやはり心配になってしまう。

(委員)

原則、法第4条の緑ナンバーがあつて、それによりがたい場合にそれをサポートするのが福祉有償運送である。緑ナンバーのタクシーには身体障害者等を運ぶいわゆる福祉タクシーというものがあり、国としても福祉タクシー事業者に対し補助などを行つているが、二種免許取得、運転者に対する指導や講習、適性診断の受診等のハードルもありなかなか増えない。緑ナンバーではまかないきれないため、福祉有償運送の団体に頑張ってもらっている状況である。継続して実施していただくことは利用者にとっても重要であり、団体の負担が増していることがあれば、この協議会を相談・議論の場として活用していただければと思う。

(委員)

タクシー業界では、公的補助もありユニバーサルデザインのタクシーが開発され、広がりを見せているが、やはり乗務員の意識も大切で、業界でもユニバーサルドライバーの養成に取り組んでいる。また、運転の訓練だけでなく、賞罰などの面からもしっかりやっている。運賃、訓練などについて相談いただきてもよい。タクシー業界と有償運送とで情報交換し、安全・安心を守りながらお互い近づいていけばと思う。

(会長)

緑ナンバーの運転手はプロであるのに対し、福祉有償運送の運転手はそこまでではないため、安全・安心が保たれるかといった不安はある。各事業者でも交通安全講習等により利用者の安全・安心が守られるよう努めていただきたい。

(委員)

童里夢の迎車料金の定義について確認したい。運行実績を確認すると迎車料金をもらっているのが325件、全体332件のうち、7件が迎車料金なしとなっている。「すたあと」発のみ迎車料金がかかっていないとすると、「すたあと」発31件のうち、7件が4月～12月の件数で、残り24件は1月～3月までの実績ということか。バランスが悪いのではないか。

(委員)

恐らく、会員の状況を把握しているので、その会員の利用時の状況などから料金をいただく、いただからといつた判断もあるのでは。

(事務局)

報告書によると、7件については全て「すたあと」発で、同じ利用者となっている。

(委員)

「すたあと」発は迎車料金をもらったり、もらわなかつたりとなつていなか。

(委員)

推測になってしまふが、童里夢には施設のすぐ近くに暮らしている利用者がいる。そういう方からは迎車料金をいただいていないのではないか。

(委員)

迎車料金について、利用者によって料金をいただく、いただかないの差を設けることはできない。浅野委員の懸念は4月以降の運行のうち「すたあと」が発地となっているにもかかわらず、迎車料金を收受している場合が無いかということかと考える。

・議事

(2) 自家用有償旅客運送の更新登録申請について

当事者である磯田委員は退室

事業者代表者入室

事務局より説明

【質疑】

(委員)

会員に医療的ケアが必要な方はいるか。また今後、喀痰吸引等の医療的ケアが必要な人がいた場合の対応はどのように考えているか。

(代表者)

現会員の中に医療的ケアが必要な方はいない。また、そうした方の利用については介助者がいると想定しているので、対応は考えていない。

(委員)

運転中のお母さんが信号待ちなどの時にお子さんの喀痰吸引するのを見かけたことがあるが、運転に集中できず大変そうである。こうした利用者も可能性として考えられると思う。

(代表者)

確かにこうしたケアが必要な方の場合は施設の介助者やヘルパーが同乗することもある。

(委員)

運行管理責任者は運転者の健康確認等をしなければならず、運転管理者自身が運転者として運送をする場合、代行者の方が運転者の健康確認等をする必要があるが、実績を見ると運行管理責任者の方がメインで運送をしている。どのように運用しているか。

(代表者)

責任者が運転者として不在の時には、代行者と二種免許所持者が健康確認等をしている。

(委員)

今後も同様の運用とするのであれば運行管理責任者を変更しても良い。

(代表者)

法人の代表者を運行管理責任者としているが、法人の代表者でなくても良いか。

(委員)

一緒である必要はない。

<代表者退室>

(会長)

採決に移りたいが、ユア ウエルフェアの更新の申請についてどうか。

《異議なし》

(会長)

それでは申請について、協議が調ったものとする。

<磯田委員入室>

(会長)

今回の更新申請については、協議が調ったものとして、運営要綱第 6 条第 3 項に基づき、会長名により市長に報告する。

(3) その他

(委員)

本協議会の議事録についてはどのように取り扱われるか。

(事務局)

速やかに事務局で作成し、委員の皆様の内容確認を経てホームページで公開する。

(事務局)

事前に送付した申請書類に関しては、机に置いたまま返却していただきたい。

・閉会

会長より閉会のあいさつがあり、会議終了